九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ラムネーの「地方の自由」論

小山, 勉
九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1875

出版情報：法政研究. 54 (2/4), pp.51-102, 1988-03-16. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ラムネーの「地方の自由」論

小山　勉

はじめに
一　教皇至上権主義からカトリック自由主義へ
二　『未来』紙の「地方の自由」論
三　共和国憲法試案と憲法起草委員会における論争
おわりに

はじめに

一九世紀フランス政治思想の諸潮流を眺めるとき、その展開の核心的争点をなしているものがいくつかある。そのなかで現実政治の利害やイデオロギーと直接関わっていた争点の一つは、集権か分権かという問題(1)であろう。この問題は一九世紀をもって論じ尽されるはずのものではなく、延々今日に至っている。権力体系の近代化という、あまりにも大きな課題を敢えて設定して考えるならば、権力が追求してきた近代的合理性の最も包括的な実体は諸種の集中

化であるといえるのではなかろうか。その集中化の方向でなされた様々の解体・再編は、政治とりわけ行政の集中、人口の集中すなわち現象としての都市化、市場システムの画一的普遍化をもたらし、ひいては国家の普遍性志向に好都合な社会・政治・経済的システムを創り出した。

こうした国家の普遍主義の、諸側面における現象化と実体化の過程で、国家と個人との中間に位置していた家族、地方共同体、教会、同業組合の実質的・制度的重要性の衰退が見られた。ここにまた、中央集権化による中間団体の従属化・解体・再編の危機状況が現出した。この危機認識から、平等・自由・友愛の理念をまず地方共同体に基礎づかせ、その発展・充実をもって国家の政治的統一を考えようとした思想家として、ラムネーがいる。そこで、一九世紀フランスにおける反集権主義思想の系譜を追跡する作業の一環として、ラムネーの「地方の自由」(libertés locales)論について考察したい。こうした系譜で考えられる主要な他の思想家として、ボナール、トックヴィル、オディロン・バロー、プルードン、シャルル・モーラスらが挙げられるであろう。

ところが、ラムネーの社会・政治思想に関する研究はきわめて少ない。注目すべき著書としては、ルネ・レモンの『ラムネーとデモクラシー』(一九四八年)と、ジャック・ポワッソンの『ラムネーの社会的ロマン主義』(一九三二年)が挙げられるが、両著においてもラムネーの反集権主義思想についてはほとんど言及されていない。本稿の主題との関係で示唆的であったのは、ティエボ・フロリの『フランスにおける地域主義運動――その起源と発展――』(一九六六年)[2]であった。フロリはそこで、トックヴィル、ラムネー、プルードンといった思想家たちは「地域主義」(régionalisme)という言葉自体を知らなかったとしながらも、彼らをその思想や運動の源泉的存在として評価している。しかし、フロリは、この三人の反集権主義思想に関してはきわめて簡単に言及しているにすぎない。

そこで、本稿では、こうした研究状況を考慮して、ラムネーの反集権主義思想の解明を主題とする。まず、主題の

解明にとって最小限必要な予備的考察として、ラムネーが教皇至上権主義（ユルトラモンタニスム）からカトリック自由主義へ転進していく主体的条件と客観的な時代状況を概観し、次に彼が主宰した新聞『未来』における中央集権批判と地方分権化要求の理論的特徴について検討し、最後に彼の共和国憲法試案と憲法起草委員会における集権・分権の論争の経緯を追跡し、その理論的特徴を明らかにしたい。

（1）この問題については、田中治男「集権・分権をめぐる制度の思想――トクヴィルとその前後の問題状況――」（『思想』一九八五年七月、岩波書店）を参照。

（2）René Rémond, Lamennais et la Démocratie, 1948. Jacques Poisson, Le Romantisme Social de Lamennais : Essai sur la Métaphysique des Deux Sociétés, 1833-1854, 1932. Thiébaut Flory, Le Mouvement Régionaliste Français ; Sources et Développements, 1966. なお、その他に、J. Charles-Brun, Le Régionalisme, 1911, Yves Meny, Centralisation et Décentralisation dans le Débat Politique Français (1945-1969), 1974, La Décentralisation, VIe colloque d'histoire organisé par la faculté—des Lettres et des Sciences humaines—d'Aix-en-Provence, les 1er et 2 décembre 1961, 1964 Brigitte Basdevant-Gaudemet, La Commission de Décentralisation de 1870, 1973.

一　教皇至上権主義からカトリック自由主義へ

ラムネーは、一七八二年六月一九日、ブルターニュ半島北岸のサン・マロに生まれた。ここはシャトーブリアンの生地でもある。ブルターニュは、ラングドックと並んで伝統的に自主独立主義の強い州である。彼がまだ子供の頃に母は死に、富裕な船主で貿易商であった父の事業が大革命の影響で次第に下降をたどりはじめたので、若いラムネー

は非常に聰明で文才のある伯父デ・ソードレーのもとに引きとられ、独力でラテン語、ギリシャ語、その他の外国語を学んだ。独学の彼は、孤独な自由のなかで伯父の書架の本を手当り次第に読みあさった。この頃彼が読んだものには、プラトン、プルタルコス、タキトゥス、キケロ、モンテーニュ、パスカル、マルブランシュ、シェークスピア、ポープ、アルノー、ニコル、ボシュエ、ヴォルテール、ルソー、教父たち、聖書がある。[1]

この読書の幅広さは、病的なまでに感受性の鋭い少年の内面を捉えていた懐疑と動揺による振幅の激しさを物語っている。なかでも注目しなければならないのは、ルソーに深く傾倒していたことである。シェーラーが「この男にはルソー的なところがある[2]」といったのは、まさに正鵠を射ている。無論、夢想的な少年の煩悶する魂をヴォルテールが誘惑しなかったはずはない。こうした彼の内面の逡巡と大革命による全面的な混乱によって、彼の初聖体拝領は一八〇四年二二歳の時まで延ばさざるをえなかった。彼は聖母像の前で数時間を過す信心家であったという話もあれば、彼の宗教教育を担当していた聖職者をひどく悩ますほど大変なヴォルテール主義的な不信心家であったという話もある。[3] この両極端の伝説は、二二歳まで初聖体拝領の儀式をすませなかったラムネーの内面世界の動揺模索の軌跡を示している。

その後、ラムネーの思想的傾向は伯父デ・ソードレーと聖職についていた兄ジャンの影響を受けて、カトリシスムへの接近を強めつつ著しく変っていった。その最初の成果が『一八世紀フランスにおける教会の様相とその現状に関する考察』（一八〇八年）である。ここにすでに教皇至上権主義的傾向が明らかに窺われる。この著作は裁判官の忌諱にふれ、再版を差し止められた。彼は失望落胆し、家業も継がず、パリに出た。全フランス教員団（ユニヴェルシテ）批判のパンフレットのために迫害を受ける怖れがあったので、彼はイギリスに渡った。そこで出会った老司祭キャロンの愛情にみちた説得により、帰国後の一八一六年、ついに聖職者となった。[4]

その翌年、ラムネーは『宗教に関する無関心論』第一巻を発表して、一躍有名になった。この頃、同郷のシャトーブリアン、メーストル、ボナールらがカトリシスム再興のために情熱を傾けていた。この著書で攻撃されたのは、宗教は民衆を抑圧する専制政治の道具にほかならないとする政治的無神論者、理神論者、自由主義者であった。フランス教会派（ガリカン）やデカルト派の猛烈な反撃を受け、その後出版された前掲書第二巻（一八二〇年）、第三巻および第四巻（一八二二―二三年）も激しい論駁の嵐を巻き起した。ユニヴェルシテを攻撃した新聞『白旗』の論文で、二週間の入獄と一五〇フランの罰金に処せられた。(5)

ラムネーはこれを契機に、一八二四年しばらくスイスに滞在し、ローマに赴いた。教皇レオ一二世は彼を丁重に迎えた。帰国後彼が教皇の支持を百万の味方として論陣を逞しくすればするほど、彼への論駁は激しさをました。(6) このような対抗の緊張のなかで、彼が政治的発言を強めはじめたことを窺わせる『政治的・社会的秩序との関係において考察された宗教について』（一八二五―二六年）が公にされた。彼が説いた政治形態は神権政治であった。彼は教皇の権威を真理の中核と見なし、教皇権を制限しフランス教会の独立権を強化しようとするガリカニスムを徹底的に論駁した。またしてもフランス教会派が占める裁判所は彼の著書を差し押え、三〇フランの罰金を課した。論敵はフランス教会派だけではなく、彼と説を同じくする教皇至上権主義者（ユルトラモンタン）たちのなかにも彼の名声を嫉み、彼が教皇の権威を僭称し壟断しているといって憎悪する者もあった。(7)

四面楚歌のなかで度重なる不運もあってか、この対抗の緊張は心理的影響だけでなく、思想的変化を強いる契機ともなったのである。彼は、自分が全身全霊をささげてきた純然たるキリスト教社会の再興がいかに困難であるかに気づき、新しい時代の流れを受けとめ、むしろこれを正しく指導することの必要性を認識するに至った。その意味では、一八二七年は復古王政の政治史で注目すべき転換点であった。過激王党派のヴィレール内閣の弾圧的な反動政治

に対する自由主義ブルジョワジーの反撃が強まり、左翼＝自由派はとくに一八二七年四月一四日出版の自由を抑圧する「正義と愛の法」案を流し[8]、同年一一月一七日の選挙でヴィレールを敗北に、翌年一月三日にはついに内閣退陣に追い込んだ。

この選挙の直前に、ラムネーは、内閣の更迭が不可避であり、「時勢によってすべてはだんだん共和主義化し」、自由主義支持が強まるだろう、とある友人に書き送っている[9]。自由主義勢力の台頭に、ラムネーは新しい時代の勢いを予感したのであろう。この選挙の前に、彼はある友人への手紙に次のように記している。

「社会を押しながしていく流れをとどめ、あるいは政治的手段でこれが指導権をつかみうるように考えてはならない。この流れは新しい思想にとりつかれた精神のうちに根深く存する。その思想は真偽虚実相半ばするが、ともあれこの流れは未知のしかし避け難い未来へ向かって進んでいる。ひとたび崩れおちた古い建物はとうていこれを再建することができない。またいかなる点から考えても、その再建を願うことはできない。国家はずっと以前からキリスト教的社会だけでなくあらゆる社会の構成原理を捨ててしまった。ヨーロッパは、列強諸国の関係において、もはや弱者に対する強者の大団結だけしか示さず、正義と権利のどんな些少な観念も、この奇怪な同盟を変えるには至らない。弱者はくびきを壊したが、それも強者の論理を採用することによってである。これこそ革命を特徴づけるものである。利害の体制のみが依然としてのさばり、人間は以前と同じく専制的な意志に支配されている。人々はただ専制の種類を変えたにすぎない。それだけである。このような状態は真の社会理論がその支配力を取り戻すまでは続くであろう[10]。」

このようにして、ラムネーはついに、教皇至上権主義のみを中軸とする神権政的キリスト教社会の再建が不可能であることに気づき、自由を構成原理とするキリスト教社会の構想へと徐々に転換していくことになる。極右派のヴィレール内閣から穏健派のマルティニャック内閣への更迭によって、彼はいよいよ時勢は民主主義へ傾斜していくであろうと予見している。この頃彼はすでに、「今日フランスですべての基礎をなしている民主主義原理は必然的に発展し、発展し続け、その最終段階に達するまではいかなる人々もその発展を阻止できないであろう」[11]と、ある友人への手紙のなかで述べているが、この予見はやがて彼の生涯の政治信条となるのである。

ところで、ラムネーは一八二九年二月に出版した『大革命の進歩と教会に対する闘争』において、依然として純理派の自由主義と過激王党主義を痛烈に攻撃しているけれども、自らの苦い弾圧の体験から、言論の自由を正式に認めたのである。彼が一徹な教皇至上権主義者であったことを考えるならば、これは画期的な変化であったといわなければならない。彼は純理派の自由主義を「独断的自由主義」と呼び、「そうした自由主義と王党主義に対して自由を弁護することは有益であろう」[12]と述べている。そして彼はある友人にこう書いている。「今日では、自由は民衆の第一の要求であり、救いにとって必要不可欠の条件である。……すべては民衆によってなされるべきである。すなわち、廃墟と化した国家にあって、よりよきキリスト教の影響のもとで少しずつ形成される新しい民衆によってである。」[13]

こうした転換には、当然思想的な決別と飛躍が伴う。それは、ラムネーがそれまであれほど思想的運命を共にしていたボナールとの決別と自由への飛躍であった。彼はある友人に、決別については、「ド・フレニリィ氏もド・ボナール氏も、私が自著で展開している大問題、すなわち、社会的存在の必要条件である権力と自由との同盟はどのようにしてなされるのか、という問題についてふれていない」[14]と述べ、他方、飛躍については、「自由主義が説いていることは正しい。世界を救うのは自由である。それは確かに自由主義の自由ではなく、自由主義が知らず知らずのうち

に用意した自由である」[15]（・傍点原文イタリック、以下同じ）と、新しい信条を吐露している。この自由とは、一八三〇年にラムネーが中心となって創刊する新聞『未来』の教義ともなる、宗教の自由、教育の自由、言論出版の自由、結社の自由、地方の自由、政治的自由としての普通選挙である。

ここで、本稿の課題とも関連のある地方の自由の問題について、簡単に言及しておこう。ラムネーは、ヴィレール内閣のあとを継いだマルティニャックの二つの地方分権化法案について強い関心をもっていた。復古王政下のそれ以前の状況を瞥見すれば、一八一五―二〇年頃に、過激王党派の間で強い地方分権化要求の動きがあった。[16] その要求を理論的に補強していたのがボナールである。ボナールの思想の基本は、社会の「自然的憲法」は中間団体の自律性を認め支持しており、とくに市町村には特権的地位が与えられる、という論理に要約されうる。この時期の過激王党派は、中央集権主義的な帝政的伝統にそまった左翼や中間派に対して地方分権の原理を守ろうとしたのである。つまり、地方の自由は、自由派にとっては、個人の自由を発揮するための公共的空間にすぎなかったのに対して、過激王党派にとっては、団体の自由が問題であった。その意味では、過激王党派の地方の自由は、原理的には特権的性格を有する自由、すなわち、実質的にも地方の特権としての自治権にほかならなかった。無論、このような動きには中間団体の自治によって大革命や帝政の中央集権的な権力を制限しようとする狙いがあったことを看過してはならないであろう。[17]

ところで、ラムネーは、マルティニャックの市町村の機構と郡会・県会の機構に関する二つの法案に対する自由派の抗議は正しいとして、ある友人に次のように述べている。「あなたが要求していることは、行政的専制によってしか政治的民主主義から自分を守れないような王権の存在とは相容れない。したがって、あなたはそれを確保することはできないであろう。あなたが市町村の民主主義をお望みなら、（中央）政府においては君主政をとるべきである。

それが明快で合理的である。[18]」（カッコ内筆者、、傍点筆者、以下同じ）

いま少しラムネーの自由への飛躍の軌跡を彼の手紙を通して明らかにしておこう。彼の実践的関心は、現実に政治勢力となって対抗状況を創り出している「反キリスト教的自由主義」を「真の自由主義」に正しく導くことであった。この認識から生まれたスローガン的考えが、「自由主義をカトリック化し給え。そうすれば、社会は再生するであろう[19]」というものであった。彼の自由への飛躍はこの考えにそって、定着点へ向かって発展し成熟していくのである。この過程で彼がモデルにしているのは、ベルギーのカトリック党である。これについて、彼ははっきりこう述べている。

「われわれは救いの唯一の方法をまだ充分に用意していないけれども、それはベルギーにおけるようにカトリック党を組織することであろう。ベルギーは現在、ずっと長い間われわれが見たうちで最もすばらしい光景を世界に示している。カトリック教徒がキリスト教諸民族に属するすべての自由を要求することによって、自由主義を自らの旗のもとに引き寄せたのである。[20]」「イギリスを見給え。他方にベルギーを見給え。イギリスは過去であり、ベルギーは未来である。[21]」

ラムネーはこのようにしてベルギーのカトリックをモデルとしつつ、自由は「抑圧に対する唯一の保障」であるばかりでなく「社会の構成原理」でもあるという見地に達し[22]、自らを自由の使徒たらしめんとするのである。「社会は自由の原理の完全な発展によってしか救われえない。自由主義が真摯に自由を愛するならば、私は明日から政治的に自由主義者になるだろう。……私は誰かのために存在しているのではなく、自由のために存在しているのである。[23]」こ

れは、七月革命勃発の二ケ月ほど前の、自由の使徒たらんとする決断である。そして彼は自由主義の反キリスト教的態度を改めるように訴えている。「自由主義をキリスト教化し給え。そうすれば、それは社会的党派となるであろう。自由主義がまさに政治的にキリスト教に対して公平であれば、それだけでよりよき未来を用意するには充分であろう。……眠らせて殺す独裁の眠けよりも民主主義の熱狂の方が宗教や真理にとって、はるかに怖くないと思う。」[24]

ラムネーは懐疑と動揺のなかでの苦悶を抜け出て教皇至上権主義的聖職者に落着いたかに見えたが、王党主義の反動と自由主義の台頭という変動的時流のただ中で方向転換を強いられ、自己を自由の使徒として運命づけるに至った。七月革命直前に、彼は「カトリシスムと自由との連合は、今日の政府が最も恐れ、最も容赦しないものである」[25]と見定め、自らに課した、このカトリシスムと自由との連合という難題に挑む覚悟をしたのである。革命後の事態の収捨について、彼は民衆と共に共和政を望んだが、結局、共和政の主張は捨てられ、七月王政が成立した。その成立後も彼は、「政治的には、いかなる形態であれ、今日可能なのは共和政だけである、ということは明らかである」[26]として、その望みを捨てなかった。

すべての道はローマに通ずる。これはかつての教皇至上権主義者ラムネーの信念であった。彼はそのローマへの途上でデモクラシーに達し、神権政治を樹立しようとして自由に行き着き、教皇の絶対的至上権を世界に普遍化しようとして、結局人類の世界的解放こそ最優先的課題であるということを発見した。これらの到達点は同時に、カトリック自由主義とデモクラシーとの調和を見出さんとする、彼の新しい思想の出発点であった。七月革命後の新聞『未来』の創刊が彼の波乱の知的闘争の新たな第一歩となるのである。その決意のほどを次の手紙に窺うことができよう。

「ほとんど不可避的となった一連の悪弊をうまく回避できなくても、来たるべき時代のために、少なくともより、よい状態の萌芽を社会に置くことはできるであろう。過去を葬り去り、現在と未来にのみ専念されるように！宗教と自由との破棄できない同盟によって真の解放を用意するために、未来に専念されるように！　われわれの救いへの唯一の希望である自由をアナーキィと専制から守るために、現在に専念されるように！　かかる原理に基づいた日刊新聞が間もなくパリに現われるであろう。『未来』という名称になるであろう。[27]」

以上、『未来』紙創刊に至るまでのラムネーの知的遍歴を概観してきた。フランスの評論家エミール・ファゲのラムネー論は、この概観を説得的に裏付けてくれる。彼はその冒頭で、著述家を二種類に大別して次のように述べている。一方は、「体系的に統一された理論と一貫した力強い性格、知性、論理をもち、そのことによって偉大なる思想体系を抱きかつ支配し、自らの反省や周囲の状況から示唆される二義的思想をことごとく包摂することのできる、すぐれた、教育的で興味深い人々[28]」である。他方はというと、「その思想の変化によって興味深いが、その変化は無力無能な人間の空しい気紛れではなく、生々と躍動し変化する思考の、自らも予期せざる、しかし論理的な発展であり、一般的思考が個別的思考に及ぼす影響の結果であるからこそ興味深い人々[29]」であるという。後者の場合、「一つの理論は、論理的な、少なくともそれぞれ深い存在理由をもつ段階を次々と経て、全く反対の結果に終る[30]」ことがある。ラムネーの知的営為の軌跡がまさにこの典型的代表である、というのがエミール・ファゲの指摘である。

（1）Louis Le Guillou, Lamennais, 1969, p. 15.　ラムネーの伝記的理解のために、Charles Boutard, Lamennais : Sa Vie et Ses Doctrines, 3 vols, 1905 を用いた。なお、邦語文献として、ラムネー著田辺貞之助訳『民衆に与ふる書――キリスト教社会主義について――』（創元社、一九四九年）のすぐれた解説を参考にした。

(2) Cité par Émile Faguet, Politiques et Moralistes du Dix-Neuvième Siècle, Tome 2, 1903, p. 84. ラメネーの内面の動揺と知的模索についてのすぐれた追跡は、Jean Lebrun, Lamennais ou l'Inquiétude de la Liberté, 1981, pp. 11-119.

(3) Cf. Jean Lebrun, op. cit., p. 15.

(4) イギリス滞在中のことについては、Charles Boutard, op. cit., Tome I, pp. 99-114 参照。

(5) Cf. Charles Boutard, op. cit., Tome I, pp. 133-148, 189-226. Louis Le Guillou, L'Évolution de la Pensée Religieuse de Félicité Lamennais, 1966, pp. 5-71.

(6) ローマへの最初の旅行については、Charles Boutard, op. cit., Tome I, pp. 250-272 参照。

(7) 『政治的・社会的秩序との関係において考察された宗教について』(De la Religion Considérée dans Ses Rapports avec l'Ordre Politique et Social) の出版とそれに対するフランス教会派の反撃については、詳しくは Charles Boutard, op. cit., Tome I, pp. 286-324.

(8) Cf. Felix Ponteil, Les Institutions de la France de 1814 à 1870, 1966, pp. 134-137.

(9) Lettre au Baron de Vitrolles, 3 décembre 1827, Lamennais, Correspondance Générale, Tome III, 1971, p. 416. 以下LCGと略記。

(10) Lettre à La Comtesse de Senfft, 30 septembre LCG, Tome III, p. 374.

(11) Lettre au Baron Cottu, 17 mars 1828, LCG, Tome III, p. 491.

(12) Lettre au Baron Cottu, 11 novembre 1828, LCG, Tome IV, p. 63. 一八二八年の政治的変動のなかで、ラムネーの思想的転換が進行していることは、次の手紙からも分る。「われわれは大事件のために準備をしなければならない。なお、私は、その大事件は不可避だと考えているだけではなく、社会がいつか救われなければならないとすれば、その事件は社会を救うために必要だと思っている。」(Lettre au Comte de Senfft, 14 août 1828, LCG, Tome IV, p. 25)

(13) Lettre au Comte de Senfft, 11 janvier 1829, LCG, Tome IV, pp. 81-82.

(14) Lettre au Comte de Senfft, 17 avril 1829, LCG, Tome IV, p. 129.

(15) Lettre à Benoit d'Azy, 20 juillet 1829, Tome IV, p. 163.

(16) 一八一五―二〇年頃の地方分権化の要求運動と過激王党との関係について詳しくは、J.-J. Oechslin, Le Mouvement Ultra-Royaliste sous la Restauration; Son Idéologie et Son Action Politique (1814-1830), 1960, pp. 181-187. Félix Ponteil, op. cit., pp. 30-35.

(17) Cf. J.-J. Oechsiln, op. cit., pp. 182-183, 189.

(18) Lettre au Baron de Vitrolles, 16 février 1829, LCG, Tome IV, p. 93. なお、マルティリャックの行政改革に対するラムネーの批判は、lettre au Baron de Vitrolles, 6 mars [avril] 1829, LCG, Tome IV, p. 126. その法案の具体的内容については、J.-J. Oechslin, op. cit., pp. 187-189. Félix Ponteil, op. cit., pp. 35-36.

(19) Lettre à la Comtesse de Senfft, 24 décembre 1829, LCG, Tome IV, p. 222.

(20) Lettre au R. P. Ventura, 29 décembre 1829, LCG, Tome IV, pp. 225-226.

(21) Lettre à la Comtesse de Senfft, 10 février 1830, LCG, Tome IV, p. 246.

(22) Cf. lettre au Baron de Vitrolles, 30 mai 1830, LCG, Tome IV, pp. 291-292.

(23) Lettre au Baron de Vitrolles, 11 mai 1830, LCG, Tome IV, p. 283.

(24) Lettre à Benoit d'Azy, 11 mai 1830, LCG, Tome IV, p. 284.

(25) Lettre au Comte de Senfft, 13 juillet 1830, LCG, Tome IV, p. 307.

(26) Lettre à l'Abbé Gerbet, 16 août (1830), LCG, Tome IV, p. 325.

(27) Lettre à Benoit d'Azy, 2 sep[tem]bre 1830, LCG, Tome IV, pp. 339-340.

(28)、(29)、(30) Émile Faguet, op. cit., p. 83.

二 『未来』紙の「地方の自由」論

「神と自由を統一せよ」[1]、これが『未来』紙の根本思想である。かつて熱烈な教皇至上権主義者であったラムネー

の主張とは即座に信じ難いほど画期的な転進を示す訴えである。そこには、フロンドの乱以後の政教関係の歴史に関する彼自身の厳しい批判的認識が働いていた。[2] それについての詳述は省略するが、とくに次の点だけは指摘しておきたい。一方に、政教癒着のために「専制と宗教とを同時に攻撃する一八世紀の熱狂的哲学」があり、他方に、自由という名を「キリスト教への憎悪」と混同し、その名を「カトリック教徒の最も貴重・神聖な権利に対する抑圧のきざし」として恐れたカトリシスムがある。[3] この両者の対立を深めてきた諸偏見を打破すべき嚮導原理を、ラムネーはカトリック自由主義に求めた。さらに、彼は、一八世紀啓蒙哲学の「個人理性」至上主義の狭量な偏見から「公共理性」が解放され発展していくならば、カトリシスムは必ずや「自由の唯一の確固たる永続的基礎たりうる」と期待している。ここから、「自由は万人にとって平等でなければならないし、特定個人のために確保されるべきものではない」という、自由の普遍性の原理が導き出される。そして彼は、「いかなる人間からも合法的に奪うことのできない自由」として、宗教の自由、教育の自由、身体・財産を保証する諸自由、言論出版の自由を挙げている。[4]

ところで、ラムネーはこれらの自由を実現するためには、デモクラシーにおける「一致団結」が必要であると説く。この点で注目すべきは、一八三〇年一〇月三〇日付の『未来』紙の論説「秩序維持と普通法保持のために一致団結すべし」における次の論述である。

「ほんの数日前に、われわれは次の二つのことを指摘した。一つは、革命は古い社会的階層制、同業組合、特殊な権利と広範に及ぶ共通利害とに基づく政治集団を完全に破壊したから、フランスにはもはや個人しかいないこと、もう一つは、革命後フランスを何らかの形態で変装させようとするには、政体は共和政と民主的共和政以外にありえないこと、である。実際に、貴族制的要求がなくなり、いかなる階層化も政治的には実現不可能となった以上、

その階層化は世論によって徹底的に拒絶されるであろう。その意味で、国民が同質的な大衆にすぎない場合、どうして君主政など考えられようか。……ところで、われわれがデモクラシーのなかに生きなければならないとすれば、デモクラシーそのものの諸結果、それとも不可分のもの、すなわち諸制度と政体との恒常的変動を免れることはできない。あらゆる不動、あらゆる静止はデモクラシーの本質と相容れない。政体は次々に変わり、元首も次々に変わる。憲法も諸法律も海辺の砂上に書かれ、押し寄せてくる最初の波がそれを跡形もなく消し去ってしまう。[5]」

そこで、ラムネーは、「不安、動揺、騒動の絶えない新しいデモクラシー」を、「共通の信条と共通の義務によって社会的絆が形成され」、安定した政体としてのデモクラシーに転換するためには、「秩序の友と自由の友との公正な同盟」が必要である、と説く。[6]

「『未来』の教義」（一八三〇年一二月七日）という論説で、ラムネーは「万人に平等な自由」として六つ列挙している。すなわち、それは、信仰の自由、教育の自由、言論出版の自由、結社の自由、選挙の自由、地方の自由である。ここで、地方の自由の問題について考察しよう。

反集権主義の立場から、ラムネーは地方共同体の自由化・自律化を訴えている。

「われわれは、第六番目に、帝国の専制の嘆わしい恥ずべき遺制である致命的な中央集権の廃止を要求する。すべての地方の利益は、われわれの原則によれば、自己管理の権利をもっているから、国家は、家長の事柄と同じく、市町村、郡、州の固有の事柄に合法的に介入することはできないであろう。国家はただ、様々の利益に衝突が起らないように、それら全体を監視しなければならない。われわれはあらゆる要望のうちで、自由の広い基礎の上

に市町村と州の行政を組織する法律を要請する。われわれはいかなる画一的・先験的な法律に対しても極度に不信を抱いているから、また、提起されている一般的利益を実現するためには、場所や慣習や習俗の違いに応じて、そのような特殊な諸制度の違いも同じく必要であることがきわめて多いから、自らの行政的組織化の責任を、少なくとも大部分は市町村や州に委ねた方がはるかによい、とわれわれは考えている。その結果生じる多様性は、国家の政治的統一を一層強固にすることであろう。絶対的同一性は自然に反しているが故に、自由にも反している。この同一性は外見的・物質的統一を形成するにとどまり、社会体の各部分に固有の内発的な逞しい生命から生まれる、真の生命の統一を破壊するからである。(7)」

ここで注目したいのは、一般的利益の実現および国家の政治的統一の強化のためには、地方分権化による社会の有機体的再編が必要である、という思想である。しかも、その有機体的秩序の主要な部分を担うものとして家族、市町村、州が前提され、それらの各々の自律性が強調されていることである。この社会有機体論的地方分権思想について、ラムネーは友人宛てに、社会には肉体と魂、精神と物質があるとして、これから「生きた一つの社会体すなわち社会の有機体」を組織しなければならないと主張し、その拠り所を古い秩序の残骸のなかで唯一統一性を保持している市町村に求め、次のように述べている。「何よりも最初にしかも自然に、すなわち、市町村の統一から国家の生きた統一へと発展し、すべてに秩序、生命、活力を与える自由の根本思想に基づいて構築しなければならないのは、市町村である。(8)」この考えは、のちに彼の共和国憲法試案の根本原理となる。

市町村に自由を与えよ、しからずんば国家の政治的統一は危うし、というラムネーの地方分権思想は、中央集権の弊害に関する彼自身の現状分析に基づいて展開されているのである。この観点から注目に値するのは、『未来』の「フ

ランスにおける行政制度と中央集権の弊害」（一八三〇年一二月三一日）という、論者名は不明であるが、基本的にはラムネーと同じ見解の論説であろう。「かつて諸州を分離していた障壁が倒壊すると、必然的に中央集権体制がもたらされた」という、この論説における指摘からも明らかなように、まず中央集権体制はフランス革命の所産とされている。帝政はこの中央集権を発展させ、首都を、「地方を活気づけ豊かにするための無数の光線が発する活動の中心地」とすることによって、フランス全体を完全に掌握しようとした。そのために、地方に「唯一の後見人」である知事が置かれた。帝政の中央集権は種々の不便を減ずるという「よい面」があった、と部分的に評価されている。(9)

ところが、復古王政はこの確固たる体制を継受したが、それに何らの改善も施さず、かえって悪化させた。とりわけ批判されるべきは、復古王政が自らを「諸善の源泉」と見なし、あらゆる改善を行うことができ、または行うべきは自らをおいて他にないと信じていたことである。政府は、経済的発展に伴って建設された道路、運河、工場をすべて奪取した。確かにこれによって多くの不便が軽減された。このように、政府は、「余分な権限」を絶えず増加していったために、「最も緊急を要する事業の遂行に遅滞を生じ、あまりにも多くの事業をやろうとして過度の責任を負い、粗雑で煩瑣な事業の償いとして、非難やもっともな不満を受けた。」その結果、中央集権はすべての市民にとってますます「有害なもの」となった。それも中央集権の推進者にほとんど「英知」が見られなかったからであるという。(10)

右の論説の批判的分析を経て、次に「市町村法について」（一八三一年二月七日、論者名不明）という論説では、のちにラムネーの憲法試案と一八四八年の憲法起草委員会における提言に発展していく理論が用意されている。この論説で注目すべき点を指摘しておこう。政府を二つの観点から考察している。すなわち、一つは「政府が知的利益に及ぼす作用」であり、もう一つは「政府が国民の物質的利益に及ぼす作用」である。知的利益を管理するのは政府の任

務ではない。論者は、「自己を治めるのは知性の務めであるから、われわれは教育、信仰、教義、思想の自由な表現、良心に関しては権力を忌避する」として、思想が「武力の法（サーブル）」に従うことを望まないと断言している。[11]

地方の自由の問題にとってより重要なのは、第二の観点すなわち「物質的行政」の観点である。論者によれば、物質的行政は、フランスのような民主的国家においては、あらゆる「民事的権力の源泉」である。しかもこの権力の源泉は国民である。この国民を構成している「第一の要素」は家族である。「家族は確かに固有の利益を自ら管理する権利をもっている。」この家族の自律性という観念は市町村の自律性の原理へと発展せしめられる。[12] 同一地域で一体となった家族の全体が市（ヴィル）、町（ブール）、村（ヴィラージュ）を形成する。それゆえに、村、町、市もまた、確かに「自らの特殊な利益を管理する権利」、すなわち「市町村（コミュヌ）を形成する権利」をもっている。「あるいくつかの地域で住民をそれぞれ区別する性格、習俗、伝統によって一体となった市町村の全体は、時代の所産であるこの連合を維持し、地域にふさわしいやり方に従って州のより一般的な利益を管理する権利をもっている。」[13]

この市町村＝家族論的な地方分権思想との関連で言及しておかなければならないのは、ボナールの伝統主義的な地方分権思想である。R・レモンは、ラムネーの地方分権思想にボナールの影響を認めているが、[14] その影響の具体的内容と両者の原理上の異同については全く言及していない。しかし、ここではこの思想史上の重要な課題には深入りしないが、必要最小限の言及はすることにしよう。復古王政家のラムネーの厖大な書簡集を繙けば、確かにボナールの思想が彼の知性を深く捉えていたことが確認される。直接の関連性を確証できないけれども、ボナールとラムネーの反集権主義思想の形成・発展の背景に、彼らがそれぞれ伝統的に自主独立主義的傾向の最も強かった代表的な州の出身であったという事実を見逃すことはできないであろう。ラムネーは北部のブルターニュ出身であるのに対し、ボナールは南部のラングドックで市長および県会議長として地方行政の長い経験をもっていた。

ボナールの市町村＝家族論は、彼の『権力論』に見られる。彼によれば、家族は固有の成員と財産を有する一つの社会であり、しかもその成員を結合し、財産を管理する権利をもっている。同じく市町村も固有の成員と共通の財産を有する一つの社会であり、自主的に住民を統治し財産を管理する権利をもっている。ところが、州は固有の成員と財産を有していないから、社会ではなく、社会の一部分にすぎない。[15] ここから、市町村は「固有の人間と財産とから成る大きな家族、小さな社会」であるという市町村＝家族観が導き出される。さらに、ボナールは、「公権力がその公的作用において独立しているように、家族の権力は家族での作用において独立している」と見なし、この家族の権力の自律性から市町村の権力の自律性という属性を導き出すのである。つまり、この家族の自律性を保障しているのは、私有財産制と長子相続法である。[16] ボナールがこのような社会を人間の自然としての不平等に基礎づけて構想しているのに対し、ラムネーは万人平等の権利を人間の自然として社会の普遍的改革を目ざしている。その本質的な点で、両者は正反対である。ただし、国家と個人との間に自律的な中間団体の存在を認める、ボナールの一種の多元論的社会観は、ラムネーにも受容され、デモクラシー構築の根本的観念に発展せしめられている。[17]

とにかく、ラムネーら自由カトリックにとっては、市町村は「自由と時代との神聖な作品」にほかならなかった。だからこそ、彼らは、「自然が統合したものを分割したり、自然が分割したものを統合する恣意的な区画を創設したりすること」は専制的な馬鹿げた仕業であるとして批判したのである。[18]

『未来』紙の論者たちは家族の諸属性に依拠しつつ、民衆の一致団結の公共的第一拠点としての市町村の再生が必要であると考えているが、もう一つ看過できないのは中世の誓約コミュヌにのっとって社会全体を再編成しようとしていることである。彼らにとって、市町村（コミュヌ）は、「民衆的かつギリスト教的な名」と同時に、ラムネーが宣言した「神と自由との同盟」を表わすものであった。しかし、市町村にこの象徴的意味を失わせたのは、とくに「帝政的専制の

諸伝統」しか記憶にない立法者たちであったという。[19] そこで、一八三一年二月七日付の『未来』紙の論説（論者名不明）は、その意味の再生のために、中世コミュヌの設立目的と存在理由を次のように解明している。

「コミュヌは反権力闘争の宣言によって、最強者の耐え難い権利に対する全自由人の相互誓約（コンジュラシオン）によってなされたのである。しかし、キリスト教の酵母が全住民に広まり、キリスト教と共に正義感がすべての人々の心のなかで発酵するとき、それらの人々は勇敢な憤りを掻き立てられ、到る所でこの憤りが彼らを恥ずべき奴隷状態に置いている領主たちに対して、市や町のブルジョワの相互誓約を生み出した。相互誓約者（コンジュレ）たちは幸運のときも不運のときも相互に助け合うことを重んじた。この誓約から一致団結や共同体やコミュヌが生まれた。各市（ヴィル）はやがて、同等で、コミュヌの同輩衆（ペール）と呼ばれる人々を自由に選んだ。多くのコミュヌで、行政、治安維持、裁判を職務とするこの同輩衆は、相互誓約者とか誓約者（ジュレ）と呼ばれていた。自治役員団長（メール）またはマジュール（都市自治役員団長なる性格の市長）が、この小さな自由国家の第一行政官、小さな共和政府の首長にほかならなかった。自治役員団長は同輩中の第一任者にほかならなかった。その後、国王たちが介入して、封建領主のためにコミュヌを破壊したり、あるいは自己の利益と最強者の憎むべき特権とに基づいて、封建領主に対して証書によってコミュヌを証認したりしたのである。とにかく、コミュヌは、中世に、内からの自然発生的な情熱やキリスト教的な正義感や自由感から生まれたのであり、相互誓約者を相互に結びつけている精神的絆はコミュヌという名そのもののなかに表われているのである。[20]」（カッコ内筆者）

右の叙述は、法制史上よくいわれるコミュヌ運動の起源にまで遡り、その発展過程から市町村の自治共同体が組織

されるに至ったという歴史的事実を強調しているだけではなく、そこには誓約コミュヌに神と自由とが結合した民衆的・キリスト教的共同体の原型を見出さんとする強い意図が働いていることを看過してはならない。

この論者はこのような歴史的認識から、「市町村は社会秩序全体の基礎である」という確信に至り、地方の公共的空間の多元的活性化のために三つの具体的な提案をしている。

第一は、市町村の全成員が市町村の役人選挙に自由に参加することである。これは「一般的利益と地方の利益」すなわち「国家の政治的統一の維持と市町村の行政的自由の保全」のための第一条件である。なぜなら、市町村住民が地方行政をただ一人の人間に委ねるならば、国家の統一と地方の自由とが危うくなる恐れがあるからであるという。(21)

第二は、市町村住民によって選任された同輩衆（ペール）や市町村会議員（コンセイエ）が地方の行政中心地に赴いて、自らの投票によって州会を構成し、州行政官を選任する州独自の代表団となることである。この二段階の選挙によって「地方の自由の体制」が確立される。この体制によってはじめてフランスは独裁者から解放される。この独裁者とは、「地方を無視して、全国に中央集権の精神を広め、良心、宗教、家族の専制をほしいままにする独裁者」のことである。このような「集権的な独裁体制」は、崇高・寛大な魂の持主にとって、武装した野蛮な遊牧民よりも屈辱的な耐え難い真の災いの種であり、フランスという国を堕落させるために考え出された制度である。「この恥ずべき悪弊が続く限り、フランスには実質的な自由の時代が到来することは決してないであろう。」(22)

第三は、市町村会と州会との合同である。この二つが合同すれば、一種の地方三部会ができ、「唯一の合法的で可能な真の政治的選挙民」ができる。すなわち、このような地方三部会が常に自由に構成する団体（コレージュ）は、議会への自らの代表団を選任し、王国の行政中心地へ「もはや地方住民を裏切らない人々」を送ることができる。論者は、一八一四年以降相次いで成立した内閣が企んだ選挙の裏切り行為を根絶するためには、「市町村と州との自由な設置」以外にはな

い、という。なぜなら、この設置は、真の代議員を選出する母体の設置にほかならないばかりでなく、「秩序と自由の実質的な保証を与えてくれる唯一のもの」だからである。[23]

これらの提案は、さらにラディカルな方向へ発展せしめられる。市町村と州の自由な再建は課税拒否や徴集兵拒否をもたらし、国家の政治的統一を危うくするのではないかと恐れている人々に対して、知事不要論を説く。地方と中央の結びつきは、法律が地方住民の代議員の作ったものであるから、裁判所駐在の国王代訴人と直轄官僚たる地方長官（アンタンダン）によって充分維持される。税金と徴集兵との割当調整については、この地方長官が地方住民の代議員たちの作った法律に従ってそれを行うだけでよい。

国王の役人と州や市町村との間に係争問題が起った場合は、国王代訴人と一般代訴人が裁判所に申し立てる任務を負う。家族の問題の解決は、市町村住民の自由選挙によって選任された調停判事が行う。したがって、知事は不要である。むしろ、「知事の存在」こそ州を反乱に駆り立てて、国家の政治的統一を危うくしているのだというのが、論者の知事不要論の論拠である。[24]

次に、批判の俎上にのぼるのは、中央権力の地方住民に対する伝統的な警戒心である。この警戒心もまた、フランスの国民的統一を危うくするもので、かつては権力喪失の原因であったという。そして論者は、「あなた方にフランスを与えたのは自由である。あなた方をフランスから遠ざけているのはあらゆる種類の専制である」と述べ、国民的統一を可能ならしめる祖国愛は地方の自由から生まれるという考えを主張する。地方住民への警戒心を捨てて、「われわれの権利をかなえ、われわれに自由を与えれば、大いなる献身を受け」、「フランスの名を偉大かつ強力に保持すること」ができる。[25] そして論者はこの確信から、さらにこう訴える。

「フランスでは市町村の自主権の時代ほど政治的統一への愛着が強かったことはない。ところで、献身的になるには、自由でなくてはならない。隷従的な献身などありえないのである。自由がフランスの最も小さな部落にまで浸透すれば、まさにその自由によって逆にその部落で祖国愛も高揚するであろう。あなた方がわれわれを卑しい奴隷のように後に従えて引っぱって行こうとすれば、われわれの心に憤りが起るであろう。全人民が憤るとき、その反対を受ける者は不幸になるであろう。それゆえ、われわれが望んでいるのは、まさに政治的統一と行政的自由である。[26]」

以上が新聞『未来』における「地方の自由」論の概要である。すでに見たように、『未来』は、信仰の自由、教育の自由、言論出版の自由、結社の自由、地方の自由、政治的自由としての普通選挙といった自由の諸原則をかかげた。なお、その結果、宗教の面では、政教の絶対的分離を主張し、聖職者の俸給の国庫支弁の廃止、教皇と政府との間の和親条約の破棄、司教・司祭の任命といった純粋に教会的行政への国家の干渉の禁止という、まさに当時としてはラディカルな要求をした。このような『未来』紙の要求に対して、上級聖職者から厳しい非難がなされ、ついに一八三一年一一月一五日黒白をローマの法廷に仰ぐ旨を宣言して、その刊行を停止しなければならなかった。[27]

やがて、ラムネーの精神史にとって決定的な転機となる事件が起る。一八三二年初夏、ラムネーはラコルデールおよびモンタランベールと共に教皇の回答を求めてローマに赴いた。しかし、彼らは回答は得られず、悄然と帰路につき、八月一五日その途上で『未来』の理論を否認する旨の回状を受けとった。治癒し難い失望のなかで、教皇至上権主義への情熱は消え去った。このような精神的混乱から発せられた呪詛の書『ある信者の言葉』（一八三四年）は教皇グレゴリウス一六世に否認され、ラムネーは破門の刑の追討ちにかけられた。この事件は、教皇権至上主義から原

始キリスト教的な愛の思想に基づく平等思想への知的軌道の切換えを決定づけた。彼が一八三〇年代中頃に相次いで発表した書物は、彼の福音主義的なデモクラートへの転身をはっきりと跡づけている。[28]

それらの著作のうちで論文集『民衆のための政治学』（一八三七年）における論文「市町村の権限に関する法律について」には、『未来』における「地方の自由」論の問題意識の着実な発展・深化を見ることができる。ラムネーはこの論文において、「一八三七年七月一八日法」の審議は、議会内外の無関心のなかで進められていると警告し、次のように関心を喚起しようとしている。

「まず何よりも市町村を構築すること、すなわち、あらゆる社会機構の基礎を築くことが重要である。市町村は小さな国家である。市町村の形成を支配する精神は、必然的に国家の形成をも支配する。市町村の隷属の多寡は国家における隷属の多寡をも規定し、市町村の自由の多寡は国家における自由の多寡をも規定する。ある国を支配している政府の性格を知るには、その国の市町村の制度を知れば充分であろう。このような考えを抱かさせる法律の審議は驚くべき証拠を提示している。フランスにおいては、（中央）権力はこれまで権限を拡大し、現在も日々拡大して、思い通りに実力を増大している。権力は復古王政下でさえ、人々が享有していたいくつかの自由を破壊し、それ以外の自由を抑圧した。」「私が丁度今証明した無関心はそれ自体重大な前兆である。これほど全般的な重要性をもった問題、政治秩序の根本と個人的利益とに関わり、しかも最も小さな部分に至るまで市民生活全体を包み込む問題が何ら関心を呼び起さないとは不自然である。」[29]（カッコ内筆者）

ラムネーらが『未来』紙上で要求した市町村の解放、すなわち広範囲にわたる地方分権化とは全く反対に、現実に

は、政治体制の集権的整備拡充が着実に進められていた。それを象徴するのがこの「一八三七年七月一八日法」であり、トックヴィルが自己の思想として反集権主義への傾斜を決定的にするのもこの法案に対する批判を契機にしてであった。地方の自由化こそ「民衆のための政治」の第一条件であると訴え続けてきたラムネーにとって、この法案ほど危険なものはなかった。にもかかわらず、民衆も代議員もその危険性に気づいてはいなかった。次の民衆への熱烈な訴えは、彼の自由の危機認識を最も的確に表明しているといえるであろう。

「自分のことだけを考え、自らを手段ではなく目的と見なし、目を自分に集中し、立法、行政、司法の活動をほとんど完全に自分のためになるように吸収する政府とは、一体何であろうか。それは、ルイ一四世が『国家は朕なり』といったとき頭に描いた理想のモデルと、事実上どこが違うのであろうか。名称、形式、そんなものはみな空虚である。[30]」「市町村法の狙いは、地方行政全体を完全に形骸化（フィクティヴ）し、市町村の利益を権力の掌中にますます集中することであり、市町村に司法による攻撃に対して自衛する権利さえ禁じ、市町村長は、将来、オディロン・バロー氏の適切な表現によれば、三色飾帯を帯びたマネキン人形にすぎなくなるであろう。[31]」

このときすでに、一八四八年の憲法起草委員会で地方分権化推進のために共闘する三委員の思想的出会いがあったのである。トックヴィルについていえば、彼はラムネーに『アメリカにおけるデモクラシー』第一巻を送っており、ラムネーは友人たちに、著者と見解が完全に一致しているわけではないが、公平なすぐれた著書だから、必ず読むようにと勧めている。[32] 無論、ラムネーは『未来』紙で地方の自由化を要求していたから、トックヴィルの合衆国の地方分権に関する叙述を興味深く読み、多くの示唆を受けたにちがいない。バローもまた、トックヴィルの著書から、地

方自治について多くを学んでいることは、彼の著書や回想録から明らかである。(33)

(1) 一八三〇年一〇月一六日付の記事（見出しなし）、Œuvres Complètes de F. de Lamennais, Tome X, Journaux, ou Articles Publiées dans Le Mémorial Catholique et L'Avenir, Paul Daubrée et Cailleux, Éditeurs, 1836-1837, p. 132. 本稿では、Slatkine Reprints, 1981, Félicité-Robert de Lamennais, Œuvres Complètes を用いる。ただし、表記は旧版に基づき、例えば『未来』紙に関しては、L'Avenir, OCL, Tome X と略記。

(2) フロンドの乱以後、「万人は唯一人の専制的意志に服従し、隷属的となった宗教はその独自性を失い、その尊厳を失った。」フランスの聖職者は専制が強いる「隷属的教義」に屈従し、キリスト教精神を堕落させ、権力の共犯者たらしめた。このようにして「キリスト者の自由」は失われた。Cf. L'Avenir, OCL, Tome X, p. 133.

(3) Cf. L'Avenir, OCL, Tome X, pp. 133-134.

(4) Cf. ibid., pp. 134-135.

(5) Ibid., pp. 165-166.

(6) Cf. ibid., pp. 166, 175. ラムネーが自由と秩序を強く要求する背景には、次のような現状の危機認識がある。すなわち、反感、不信、危惧のなかで、相互に入り乱れ交雑し、ある時には結合したかと思えば、次には分裂して、勝利のために絶えず闘う「意見の暴動」といった、このような「絶えざる変動、混乱、紛争、内戦」が「諸制度や安定した政体の確立」の新しい障害となっている。「フランスはまるで二つの陣営に分かれているみたいである。一方は何も所有せず、豊かになるために政治的転覆を当てにする人々であり、他方は所有するものを剥ぎ取られ、揺れる地面の下にのみこまれるのではないかと恐れている人々である。」これを、ラムネーは、一方にカトリシスム、他方に反キリスト教的哲学といった対立的状況として捉えている。Cf. ibid., pp. 166-167.

(7) Ibid., pp. 203-204. この「真の生命の統一」にとって必要なものとして、ラムネーは結社（団結）の自由を要求する。「われわれが結社の自由を要求するのは、利害、意見、共通の信条のあるところではどこでも相寄り相互に結合するのが人間の本性だからであり、いまなおそれがまさに生得の権利だからであり、人間が一人である限り、弱く、貧しく、悲惨

である。団結しなければ何もできない。階級や同業組合が崩壊した結果、個人以外に何も残っていないところで、法律が個人を相互に孤立させ、共同行動のために団結することを許さなければ、個人の保護は全く不可能だからである。専制がそのような個人を次から次にあるいはいちどきに捉え、やがていともたやすく権利の完全な破壊をもたらすであろう。なぜなら、最も正当で穏健な権力そのもののなかにこそ侵略の傾向があり、したがって自由は永遠の闘いによってしか守られないからである。」Ibid., pp. 202–203.

(8) Lettre à M. X……(宛名不明), 18 février 1831, LCG, Tome IV, p. 431.

(9) この『未来』紙の論説は、Le Libéralisme Catholique : Textes choisis et présentés par Marcel Prélot, 1969, pp. 91–92 に依拠する。このテキストを用いる場合には、Le Libéralisme Catholique, Textes と略記する。なお、このテキストには「地方の自由」(Les libertés locales) という見出しを付して、『未来』紙の地方分権改革の要求に関する論説が五つ収録されている。三年前に『未来』紙の復刻の出版が予告されて以来、未刊のまま現在に至っている。

(10) Cf. Le Libéralisme Catholique, Textes, p. 92.

(11) Cf. ibid., pp. 92–93.

(12) Cf. ibid., p. 93.

(13) Ibid., p. 93.

(14) Cf. René Rémond, Lamennais et la Démocratie, 1948, pp. 63–64.

(15) Cf. De Bonald, Théorie du Pouvoir, Tome III, 1843, p. 141.

(16) Cf. J.-J. Oechslin, op. cit., p. 37. ボナールの市町村＝家族は次の論述にも明確に示されている。「市町村は、市町村の人間と財産とから成る大きな家族、小さな社会である。それゆえ、市町村の役人は大きな家族の父、すなわちその人々を統治し、その財産を管理する責務を負った社会の権力である。」「市町村行政は一つでありかつ集団的でなければならぬ。すなわち、首長と成員をもつべきである。首長は権威であり、成員は評定官である。」Théorie du Pouvoir, Tome III, p. 129. つぎのJ・J・エクスランの指摘は、思想史研究において配慮すべき点を示唆していて興味深い。彼によれば、ボナールの地方共同体論はきわめて実り多い。それは、ラムネーによってプルードンや初期のサンディカリストに伝わり、A・コントやサン・シモンによってアクション・フランセーズの教義、ル・プレーだけでなく社会学の創設者た

ち、ラ・ツール・デュ・パン、協同組合主義者たちにも伝わっている。それゆえ、ボナールの同時代の思想への貢献は、古典的政治哲学に、実際に過去を神格化する伝統や団体の自由によって制限された君主政に関する非専制的概念を提起するに至る目的原因論的・神学的概念を導入しただけではない。Cf. J.-J. Oechslin, op. cit., p. 38.

(17) ボナールの多元論的社会観については、J.-J. Oechslin, op. cit., pp. 37-38. ボナールにしても、その影響を受けた過激王党派にしても、地方共同体は不平等の「自然」に基礎づけて考えられていた。例えば、「法的自然」の要素は、県は別として（県は国家によって創設された人為的区画だから）市町村の国家に対する先在性であり、「社会的自然」の要素は、中間団体によって個人を組織する必要性であり、「実利的自然」の要素は官僚制に対する不信である。これを理論的に補強するのが、ボナールの次の主張である。「市町村は真の政治的家族である。フランスで国家の憲法の規則正しい決定的な形式が始まったのは、市町村の憲法とその解放と同時であった。……市町村の政治制度に対する関係は、フランスのわが国の貨幣制度に対する関係と同じである。」「市町村は君主政以前に存在していたし、国家なしで存在していた。国家は市町村なしでは存在しえなかった。」Cf. J.-J. Oechslin, op. cit., pp. 183-184.

(18) Cf. Le Libéralisme Catholique, Textes, p. 93.

(19) Cf. ibid., p. 94.

(20) Ibid., pp. 94-95. コミュヌ運動の起源と発展については、Fr. Olivier-Martin, Histoire du Droit Français des Origines à la Révolution, 1951, pp. 159-169, 塙浩訳『フランス法制史概説』（創文社、一九八五年）二四五―二五一頁。誓約コミュヌの法的基礎および諸特権についても、ibid., pp. 167-168, 塙訳二五四―二五七頁。

(21) Cf. ibid., pp. 95-96.

(22) Ibid., p. 96.

(23) Ibid., p. 97.

(24) Cf. ibid., pp. 97-98.

(25) Cf. ibid., p. 98.

(26) Ibid., p. 98.

(27) 『未来』紙刊行停止に至った経緯については、Charles Boutard, op. cit., Tome II, pp. 216-258 が詳しい。ラムネー

は『未来』の効果が思うほどあがらず、『宗教的自由擁護のための全国委員会』を結成して活動したが、その経緯についても、ibid., pp. 170–198.

(28) 『未来』の理論を否認する教皇の回状、ラムーの精神的危機、ローマとの対抗・決別に至る経緯については、Charles Boutard, op. cit., pp. 318–407.

(29) Politique à l'Usage du Peuple, Recueil des Articles Publiés dans LE MONDE (du 10 février au 4 juin 1837), *La Revue des Deux Mondes* et *la Revue du Progres*, Pagnerre, Éditeur, 1839, pp. 37–38.

(30) Ibid., p. 123.

(31) Ibid., p. 26.

(32) Cf. lettre à la Baronne de Vaux, 30 janvier 1834 〔1835〕, LCG, Tome VI, pp. 387–388, lettre à Charles de Coux, 4 février 1835, ibid., p. 393, lettre à Montalembert, 28 février 1835, ibid., p. 407, lettre au Baron de Vitrolles, 21 mars 1835, ibid., p. 431.

(33) Cf. Odilon-Barrot, De la Centralisation et de Ses Effets, 1870, Appendice, Lettre de M. Odilon-Barrot aux auteurs du Projet de Décentraliation, de Nancy, 22 mai 1865, pp. 148–152, Mémoires Posthumes de Odilon Barrot, 1875, Tome I, pp. 301–303.

三　共和国憲法試案と憲法起草委員会における論争

ラムネーは、一八四八年五月四日、自ら主宰する新聞『立憲民衆党』[1]に二四篇一八八条から成る「フランス共和国憲法試案」[2]を発表した。種々の新聞で議論されたようであるが、本稿では資料上の制約からその紙上の批判的論述について言及することはできない。ここではまず、ラムネーの憲法試案について、彼が地方の自由化のためにどのような分権的行政改革を企図していたのか、という観点から概観した後、憲法起草委員会の手書きの議事録に基づいて、

委員会におけるラムネーらの反集権論者と多数派の集権論者との論争を追跡し検討することにしたい。

まずラムネーの憲法試案で注目すべき点は、前文、第一篇「共和国」、第二篇「領土の区分」、第三篇「市民の身分」、第四篇「共和国の機構」、第五篇「人民主権の行使」、第六篇「選挙会」、第七篇「国民代表」、第八篇「国民議会」、以下略（篇数字筆者）という順序のうちで、地方共同体の機構について規定した部分が第四篇に置かれていることである。『未来』の考察からも明らかなように、まず何よりも市町村を構築すべし、というラムネーの主張は、彼の憲法試案の構成にも生かされているのである。実は、この憲法試案の構成に表われた優先認識は、憲法起草委員会における討議事項の優先順位をめぐる大論争とも大いに関連している。

ラムネーの試案の前文は、いくつかの検討すべき問題点を含んでいる。前文は次の通りである。「神の御名において、全世界の国民がさながら同一の身体（コール）（団体）の諸器管（マンブル）（成員）のように団結し一体となっている人類を前にして、**フランス国民**はあらゆる実定法に先行・優越しかつ実定法から独立した権利と義務を認めることを宣言する。平等、自由、友愛という神聖な言葉が表明する三つの教義に要約される。[3]」（ゴチック原文キャピタル、カッコ内筆者）

この前文でとくに注目すべき点は、第一に、人間の団結の最高形態として人類を想定していること、第二に、一七八九年八月二六日の「人および市民の権利の宣言」と違って、権利と義務の宣言であること、第三に、従来の「自由、平等、友愛」という順序と異なり、「平等、自由、友愛」となっていること、である。

第一の点について、ラムネーは『民衆に与える書』[4]（一八三八年）において、「民衆は人類である[5]」として、さらに「個人の結合は民衆をつくり、民衆の結合は人類または世界的家族をつくる[6]」と述べている。市町村＝家族観におけると同様、民衆＝人類観においても、結合（アソシアシオン）（団結）の原型は家族にある。ここにラムネーの社会学的想像力の源泉がある。この源泉から、民衆の解放は人類の救済であるとする彼の「民衆のための政治学」が生まれてくるのである。

第二の点はラムネーの社会・政治思想の本質に最も深く関わる福音主義的部分である。「フランス国民はあらゆる実定法に先行・優越しかつ実定法から独立した権利と義務を認めることを宣言する」という言葉の正しい意味を把握するためには、彼の権利概念と義務概念を正しく理解する必要がある。この点についても、『民衆に与える書』のなかに可成り明確な成熟した観念のかたちで論ぜられている。ここで問題となるのは、「義務は権利を実現する」[7]という考えである。では、ラムネーのいう権利とは何か。「人は独自の法則に従いかつ普遍的法則と調和しつつ、自己を維持しかつ発展させ、充分に神の御名を所有し、これをいささかの混乱もなく享受する。これがまさに権利である。」[8]さらに彼によれば、この「自己保存の権利」あるいは「生きる権利」は、「生命の維持に必要不可欠なすべてのものへの権利」を含む。[9]このラムネーの権利概念は純粋論理的にはホッブズの自然権概念に近似しているかのようにみえるであろうが、ただここでは、その思想史的有意性を見出すには、権利―義務と自然権―自然法のそれぞれの連関的な論理の展開に着目して比較考察する必要がある、とだけ指摘しておこう。

ところで、ラムネーは、権利の相互尊重が義務であり、義務は「正義の始原」であると規定し、人間結合の感情・原理の問題を考察している。これについて彼は、「人間を解放するのは権利であるが、人間を結合させるのは義務である。しかも、結合は生命である」[10]と述べて、さらに具体的な説明に移る。

「共感や本能が動物を彼らに固有の法則に従って相寄らせるとすれば、義務は自由な人間を相互に連係させ、人間の結合をもたらす。義務は社会の基礎であり、共同生活の不可欠の条件である。権利は各個人を自己に専念させる。なぜなら、権利は個人の保存を直接の目的とするので、すべての権利は本質的に個人的だからである。民衆もこの意味では、集団的な個人にほかならない。権利を要求することは、自己のために何かを求めることである。義

務から離れた単なる権利は、単なる利己心であり、したがって、昔の原理によれば、極端な不正である。……

これに対して、義務は各個人を自己の外へ連れ出す。なぜなら、義務は万人の保存と幸福とを目的とするからである。義務を遂行することは、他人に役立つ何かをすることである。純粋の義務は純粋の献身、すなわち正義と最高の愛である。実際に、正義や愛は、自分より他人を愛し、他人のために自己を犠牲にすることでなくして、一体何であろう。[11]」

こうして、権利は「個人の保存原理」であるのに対し、義務は「社会の保存原理」である。ここで確認すべき点は、義務を伴わない権利は「他者の犠牲において自己の利益をはかる特権」となり、ついには「少数者の最大多数に対する支配」を法制化するものである、ということである。[12]

このような権利と義務の観念に基づいて、ラムネーは、自己保存を社会保存に質的に転化する役割を義務に担わせ、それをもって人類の幸福実現の政治原理たらしめようとしたのである。それは、ちょうどホッブズが自己保存の権利すなわち自然権を、赤裸々な原子の戦争状態から自己保存の共同的・平和的実現の過程に転移するための諸原理を自然法に求めた理論的手順に似ているようにみえる。しかしながら、両者の理論的到達点は正反対であった。ラムネーは中央集権的権力体系を徹底的に批判し、地方分権の制度的実体化に共同的自由の条件を求めたのに対し、ホッブズはリヴァイアサンに中央集権的な絶対的権力体系を具現させる論理の構築を企図した。

ここで強調しておかなければならないのは、権利と義務の宣言はラムネーがこの二つを地方共同体の重要な構成要素として重要視していることの表われである、ということである。彼は、義務は正義と仁愛を含むとして、こう述べている。「他人にされたくないと思うことを、他人に対してしない。これが正義である。他人からしてもらいたいと

思うことを、どんな場合にも他人にしてやる。これが仁愛である。[13]」この仁愛は『マタイ伝』第七章一二節の黄金律[14]である。この仁愛と正義は、彼がかつて『未来』紙の論説で強調した「公共理性」の格率でもある。

彼の義務概念への影響という面で注目したいのは、一七八九年以後にしばしば出されている、いわゆる権利宣言のうちで、「山嶽党憲法」（一七九三年）の「人および市民の権利宣言」および「フランス共和国憲法」（一七九五年）の「人および市民のすべての義務と権利の宣言」である。前者の第六条の次の規定を、右に見た、ラムネーによる「正義」の規定の仕方と比較してみれば、彼が共和国憲法試案作成において、それまでの憲法や宣言を参考にしていたことは明らかである。「自由は、他人の権利を害しないすべてをなしうる人の権利である。それは自然を原理とし、正義を規準とし、法を擁護者とする。その道徳的限界は、『他人が自己になすことを欲しないことを他人になすな』という格率に存する。[15]」この「公共理性」の格率こそ、自由の共同性の原理である。

後者は、権利について二二ケ条、義務については九ケ条規定している。義務の条項の第二条に「人および市民のすべての義務は、本質上すべての心のなかに彫付けられている次の二つの原理から派生する。――他人が自己になすことを欲しないことを他人になし給うな。自己が他人から受けたいと思う善をたえず他人になし給え。[16]」と規定している。権利の強調に終始したそれまでの諸宣言と比較して確かに一つの特色といえよう。

附言するならば、「本質上すべての心のなかに彫付けられている」は、ラムネーの憲法試案前文では「あらゆる実定法に先行・優越しかつ実定法から独立した」となり、「二つの原理」はラムネーにおいては義務の二大要素すなわち正義と仁愛として明示されている。

義務は権利を実現し共同体を形成する、これはラムネーのいう地方共同体の形成原理である。彼にとっては、義務の厳格な実践こそ地方共同体形成に必要な団結の不可欠の条件である。それゆえ、義務は「団結の生成原理」で

あり、団結はその目的をより確実にまたより完全に達成するために「組織された友愛」である。[17] この「組織された友愛」の鍵単位が家族であり、その「拡大された家族」が市町村という共同体である。

第三の点すなわち「平等、自由、友愛」の順序についてであるが、その考察に入る前にまず次のことを確認しておこう。一七八九年以後の諸宣言を通して見る限り、「平等、自由」の順になっているのは、「山嶽党憲法」における「人および市民の権利の宣言の第二条「これらの権利は、平等、自由、安全、所有権である。[18]」においてだけである。

ラムネーは、憲法試案発表の直後に、『立憲民衆党』紙で、『ル・ナショナル』紙が彼の憲法試案の全文を転載し、それについて好意的な意見を述べると同時に若干の批判を加えている、と記している。『ル・ナショナル』紙の記事自体は未見であるので、その具体的内容に立ち入ることはできないが、ラムネーの記事の次の部分から、「平等、自由」の順序が問題として取り挙げられ批判されたことは明らかである。

「われわれの祖先によって宣言された偉大なる教義を表明するに当って、われわれが自由よりも平等を優先させるとすれば、その当然の帰結として、自由は平等から生まれる。他方逆に、平等は自由から演繹されない。なぜなら、人間は当然の権利として相互に独立しているからである。人間は当然の権利として相互に独立しているから、当然の権利として自由である。人間は当然の権利として平等であるから、相互に独立しているのである。[19]」

一見トートロジカルな論述にみえるが、つまり、人間は平等であるから相互に独立しているのであり、相互に独立しているから自由である、というわけである。順序にこだわって単純化すれば、平等→相互独立→自由という論理的帰結になるであろう。

ここでの「相互独立」とは、ラムネーにあっては、「相互に従属関係をもたない」ということを意味している。ところで、右の引用に示された考えは、すでに『民衆に与える書』のなかで、明解に述べられている。すなわち、その要点はこうである。「あらゆる人間は生まれながらにして平等で、したがって相互に独立している。」何人も、命令する権利を携えて、この世に生まれてくるものではない。もし各自がはじめから他人の意志に服従すべきものであれば、「精神的な自由」も「行動の自由な選択」もありえない。だからこそ、平等は「国家構成の自然的基礎」である。[20] ボナールのラムネーへの思想形成的影響について言及した際にも指摘したことではあるが、ラムネーのこの考えは、ボナールが不平等を国家形成の自然的基礎としていたのとは正反対である。

ラムネーの平等論によれば、もしこの平等をくつがえすなら、ある特権階級にのみ立法権を与えることになり、必然的に「真の団結」は「少数者の最大多数に対する支配」に変わってしまう。このような危機認識から、ラムネーは特権的自由の排他的支配を徹底的に打破し、そのために「個人の独立と主権」を強調する。この「個人の独立と主権」とは、「人間を人間に対して自由ならしめ、自分自身の主権者たらしめるもの」である。彼によれば、この「個人の主権」は他人に譲渡できないものである。そして、「この個人の主権から、社会においては、万人の集合的主権すなわち民衆の主権が生まれるが、これも個人の主権と同様に譲渡できない。[21]」

「自由は権利であり、また権利は自由である[22]」というだけでは、自由や権利の特権化を阻止することはできない。そう考えたラムネーは、義務の観念と同様に、平等の観念にも人間の結合原理すなわち社会の生成原理としての役割を担わせようとしたのである。それによって、「個人の意志」は何ものにも強制されることなく、「結合への共同の意志」へと発展し、「民衆の意志すなわち社会の一般的意志」を形成するに至る[23]、これがラムネーの民衆政治学の根本思想であった。

以上は前文についての考察であるが、次に、第一篇第一条から第四条までは、「単一・不可分の民主的共和国」、民衆（人民）主権、階級的差別の否定、「友愛に基づく、権利の平等なフランス市民」について規定されている。[24] ラムネーは、一八四八年五月六日付の『立憲民衆党』で、「友愛に基づく、単一・不可分の民主的共和国」の宣言は、二月革命後、国民議会から発し、到る所で大反響を呼び起して、再び議会で満場一致で承認されたものであり、しかも民衆とその代表者たちとの「感動的な同僚関係」の所産である、と述べている。[25]

本稿の課題と直接関係のある部分が「領土の区分」として第二篇に置かれている。このことは、ラムネーがいかに地方共同体の問題を優先的に考慮しようとしていたか、を窺わせる。これがまた、憲法起草委員会における審議事項の優先順位をめぐる大論争の原因となるのである。第二篇第五、六、七条で注目すべき点は、領土の区分は市町村（コミュヌ）と県（デパルトマン）に区分されること、既存のカントンは市町村に再編されること、である。

第三篇第八条から第二四条までは、「市民の身分」に関する規定であるが、彼がかつて「市町村の民主主義」といった理念を最も明確に示しているのは、第四篇第二五条から第三八条までである。以下逐条訳をしておこう。

「第二五条　共和国の各市町村には市町村行政庁があり、各県には中央行政庁がある。

第二六条　市町村長と市町村会は、次の通り、選挙会に集まる市町村の成年に達した全住民によって選任される。

第二七条　市町村長と市町村会の職務は、もっぱら市町村独自の下位の利益に及ぶ。市町村長と市町村会は、農林保安官やその他市町村に有用な使用人を選任する。市町村長と市町村会は、市町村の各区に、各区の戸籍簿の管理と地方の治安とに責任を負う市町村会のうちの一人を派遣する。

第二八条　市町村長は市町村会が定めた法令を執行する責務を負う。

第二九条　市町村行政庁は、毎年、収支の予算を作成する。市町村長は、毎年末に市町村の支出を市町村会に報告し、裁判所に対しその責任を負う。

第三〇条　県行政庁とその行政長官は、県庁所在地の市町村長の主宰のもとに、県庁所在地に召集された各市町村の市町村長および市町村会議員によって選任される。

第三一条　県行政庁の権限と職務は、県内部の固有の利益に及ぶ。県行政庁は、その正しい行政に有用な人々をすべての職に選任する。

第三二条　県行政長官は、県会の定めた法令を執行する責務を負う。

第三三条　県行政庁は、毎年、収支の予算を作成する。県行政長官は、毎年末に県財源の使途を県会に報告する。県行政長官は裁判所に対しその責任を負う。

第三四条　市町村行政庁および県行政庁は、任期三年で選任されかつ再選可能である。

第三五条　市町村行政庁および県行政庁は、審議の結果を公表する。県行政庁の報告は印刷される。

第三六条　空席または障害が生じた場合には、市町村または県の行政長官の職務は、名簿の最初に記載されている市町村会または県会の議員によって代行される。

第三七条　市町村の権限行為が県行政庁の法令または県行政庁が発しまたは伝達する命令に反する場合には、それは最高行政裁判所に訴えなくても、県行政庁によって無効とされる。

第三八条　緊急の場合には、執行権は、国民議会の決定があるまで、市町村および県の権限を中止することができる。[26]」

ここで注目すべき点は、右の諸条項からも明らかなように、憲法試案の行政区分と『未来』紙における行政区分とが違っていることである。前者では共和国の領土は市町村と県とに区分されているのに対し（第五条）、後者では市町村と州を中心とする地方行政改革が構想されていた。地方住民の自由な選挙参加を基本とする地方政治の民主化という点では、『未来』の改革構想は憲法試案にも貫徹し、具体化されている。

このような、ラムネーの憲法試案に見られる地方行政改革構想は、憲法起草委員会においてよりも新聞において議論され、ほとんどの新聞が実行不可能であると論難した。この構想は、当時のフランスの行政法全体を作り直し、行政システム全体を一変しない限り実行できるものではない、と批判された。確かに、この憲法試案は政治家の慎重な考慮の産物とはいえない。論理家であり夢想家であるラムネーの頭から一気呵成に出てきた憲法付属法は、市町村と県に、当時としてはほとんど絶対的ともいえる自治を与えたのである。そのために、彼は分離主義者（セパラティスト）と非難され、彼の憲法試案は地方分権の行過ぎであると論難されたのである。[27]

このようなラムネー批判の論調は、憲法起草委員会の討論にも見られる。彼は、一八四八年の二月革命の後、パリ地区から国民議会議員に選出された。彼はまた、一八人からなる憲法起草委員会にも選出された。この委員会におけるラムネーの活動を知る手がかりはほとんどない。このような資料的制約のなかにあって、同じく委員として反集権論の立場で共闘したトックヴィルとオディロン・バローの回想録は貴重な資料であろう。その様子を最もよく伝えているのは、トックヴィルの『回想録』第二部第一章「憲法起草委員会」である。

トックヴィルの『回想録』によれば、議論の開始は五月二二日である。

「ラムネーは、市町村のあり方を規正することから始めるべきである、と提案した。彼は、自分が発見したもの

のうちで最も新しいものを確認するために発表したばかりの憲法試案でも、同じような態度をとっていた。それから彼は審議の優先順位をめぐる問題から核心の問題に移って、行政的中央集権について論じ始めた。彼の思考はほとんど一貫していた。彼の頭は常にただ一つの体系に完全に支配されていた。彼の頭のなかにある観念はすべて相互に緊密に結びついているので、一つの観念が頭から出てくると、まるで必然的にその他のすべての観念が数珠つなぎに続いて出てくる。だから、彼は非常な説得力をもってこう指摘した。すなわち、市民が自分のことは自分でする精神や日常的な習慣をもたない共和国は生存できない怪物であると。[28]」

右の傍点部分は、思想としては確かにラムネーのものであるが、のちに委員会の手書きの議事録からも明らかになるように、彼自身の言葉ではない。トックヴィルがラムネーの非常な説得力に動かされて、常日頃自ら考えていた表現に言い換えたものである。確かに、この表現はトックヴィルの著書や書簡などに見られるものである。

トックヴィルが「審議の優先順位をめぐる問題」といっているのは、議事録によれば、五月二二日の第二回委員会（出席は一八人中一七人）で、議長コルムナンが提案した審議計画である。[29] すなわち、それは、箇条的に要約すれば、第一章権利・義務の宣言、第二章執行権の機構、第三章立法権の機構、第四章司法権の機構、第五章憲法の改正、となっている。[30]

コルムナンの提案に対して、様々な意見が表明された。執行権よりも立法権の組織を先に検討するのが論理的だとするマラスト、憲法の序論となる原則からまず議論すべしとするデュパン、従来の憲法のなかで改正するだけで足りる基本原則に関する検討を開始すべしとするコクレル、思想の自由のように見解が一致しそうにない重要な諸原則があるとして、宗教問題に権力は介入すべきではないと主張するラムネー、人民主権、単一・不可分の共和国の存立と

いったいくつかの一般原則は一致すると期待するトックヴィル、とにかく、トックヴィルと同じく一般原則から議論を始めるべしとする他の委員は、トックヴィルの友人ボーモン、フーリエ主義者のコンシデラン、ドルネス、デュフォール、トックヴィルと共にラムネーを支持するオディロン・バロー[31]らであった。

審議事項の優先順位をめぐる議論が相当混乱していた様子が、議事録の次の部分から推測されうる。「委員会は立法権の構成の仕方を直接取り挙げ、最初に検討すべき問題は一院制にするか二院制にするかということにしようと考えているようにみえる。[32]」このようにして、委員会は、議長コルムナンの議事整理を待たずに、直接立法権の問題の検討に入り、最初に一院制か二院制かの問題に取りかかった。まさにそのときにオディロン・バローが割って入り、別の審議順序を要求した。彼は、大胆な地方行政改革から出発したラムネーの憲法試案に言及しながら、次のように述べている。

「ずっと以前からわれわれは、事業家としてよりもむしろイデオローグとして活動してきました。われわれは……建設すべき基礎のことを忘れています。あなた方は恐らく家族にも私有財産にもふれたくないでしょう。少なくとも私もそう思います。ところが、市町村は拡大された家族にほかならないのです。ところで、今日では市町村は建設されていません。市町村は（政治的には存在していないとさえいえるような）孤立・無力の状態にあります。現在、市町村はバラバラの状態にあり、そこには一種の隣人同士の関係しか見られません。（しかしながら、強固な耐久性のある建築物を建てることを期待できるのは、われわれが市町村に強固な基礎を見出す場合以外はないのです。）ラムネー氏は彼の憲法試案において、今日バラバラになっている市町村を建設しようとしている点で論理的でありました。私も彼が考えているようにすべきだと思います。なぜなら、最初に築いた基礎があれば、そ

れをわれわれの建築物の基礎とすることができるからです。このような市町村の建設は一院制にするか二院制にするかの問題に影響を及ぼすにちがいありません。ですから、私はその問題を最初に解決してほしいと思います。[33]」（カッコ内バロー）[34]

ラムネーは、バローの右の発言を受けて、次のように一気に市町村問題の核心に入ろうとした。

「私はバロー氏の意見を支持します。強固な基礎の上に次のような……の主要な諸権利をうち立てるべきです。すなわち、（国家と教会の完全な分離による）霊的人間の解放、これこそ本質的な基礎です。その後、何をなすべきでしょうか。組織しなければならないのは、もはや社会の魂ではなくて肉体なのです。このような組織化の一般的特徴は、最も偉大な統一に導く最も偉大な自由です。

ところが、自由の見本は家族であり、つぎに家族の集団にほかならない市町村です。いかなる人間も家族の人々が好きなように自分のことを処理することを妨げる権利をもっていないのです。なぜなら、市町村は家族と同じ自由を享有すべきだからです。だからといって、国家は武装解除されることにはならないでしょう。なぜなら、市町村によって解決される紛争は市町村内部の特有の紛争なのか、国家に関係のある紛争なのか、を明らかにするためには国家が介入するからです。

したがって、すべては市町村から出発すべきです。現在の市町村には政治的要素はただの一つとしてありません。ですから、区画の変更をしなければなりません。変更のためにカントンを採らなかったのは、それが今日存在しているからにほかなりません。しかし、現在の住民のことを考慮し、教会の鐘楼と戸籍を保存することによっ

て、別の区画をつくることができるのです。」[35]（点線部分判読不能、カッコ内バロー）

この発言は、既存のカントンの市町村への再編以外は、市町村＝家族論にしても、市町村の「政治的要素」喪失の危機認識にしても、原理的には『未来』における地方の自由化論の繰り返しである。とくに市町村の政治的要素の再生は、すでに見た通り、ラムネーが『民衆のための政治学』で憂慮していた「地方行政全体の完全な形骸化」をいかにして克服するかの処方箋の問題である。その具体的な提案は彼の憲法試案第二六条から第三八条までに明示されているが、それによっても明らかなように、市町村と県の自治行政の原則と、それを下から実体化していくための、役人選挙への住民参加とである。右に見たラムネーのラディカルな見解に対して、当然、多数派の中央集権論者からの厳しい反論がある。その一番手が一院制強硬論者のマラストである。彼の反対の論理はこうである。

「バロー氏とラムネー氏は、個人について論じる際、事実や先例というものをあまり考慮していません。フランスは単一かつ同質的です。個人について抽象的に論じるならば、諸事実のなかで行手を阻む障害に出会うでしょう。例えば、山林の伐開、村道や鐘楼の簡単な修理は、国家が関与しうる事柄であって、国家から独立させるべきものではありません。一七八九年以来、封建的思想への復帰を阻止しているのは控え目な副知事の行動です。国家はとりわけ平等を代表しているのです。われわれが自由に守らせようとしている諸利益を、私は国家に守らせ、個人の権利を社会的権利に支配させたい。」

このマラストの理論は、地方分権化は封建的な反権力闘争の拠点を復活させ、単一・同質的なフランスを分割し弱

体化することになるとする、国家集権主義（エタティスム）的論理からの批判である。マラストが「社会的権利」といっているのは、実質的には国家の権利（権力）のことである。無論、ラムネーはマラストに対し、後世有名となる次の言葉をもって反論した。「そのような中央集権体制はパリに卒中を起し、その他の全地域に死をもたらす。」[37] こうした比喩的な警告は、すでに一八世紀中頃ミラボー侯爵の次の手紙文にも見出すことができる。「首都というものは必要である。だが、頭でっかちになりすぎると、卒中を起し、肉体は完全に死滅してしまう。」[38] さらに、こうした比喩的警告は、プルードンも発している。「パリが地方に対して行っている吸収は、敢えていえば、パリを充血させている。パリはもっと負担を軽くし、卒中性を和らげてやれば、もっと自由になり、もっとよくなり、回復するだろう。」[39]

コクレルのように、地方分権的割拠による非能率は文明の進歩を妨げると批判し、文明化の促進には中央集権化が必要不可欠であると主張する者もいる。[40] バローはラムネーを支持して、中央集権体制は革命を容易ならしめるという危機認識から、逆に市町村の自治化の緊急性を訴える。

「諸権力の再組織化に関しては、われわれは先任者たちよりもうまくやってはいません。われわれが修正できるのは、建築物の土台となる市町村です。フランスを支配したすべての政府が崩壊したのは、それらの政府が基礎をもっていなかったからにほかなりません。政府を打倒するには、その中枢を一撃すれば充分だったのです。あとは伝令器（テレグラフ）がやってくれたのです。二月革命の結果は中央集権にさらに新しい力を与えることになるでしょう。人間を人間たらしめているのは、自由と社会性（ソシヤビリテ）です。……自由を圧殺すれば、末期ローマ帝国の恥辱を受けることになるでしょう。ですから、個人的要素を強化し、今日の中央集権を形成しているあの飽くことのない収奪に対して例外を設ける必要があります。……市町村を強固に設立し、それを成長させる行動の自由を与えなければなりません。

二院制ならば、その一つはどうにかして市町村の権力の表現（下院）となるべきです。私は市町村の統一を破壊すべきだといっているのではありません。それを組織したいのです。現在の市町村で悪いのは、それが狭いということです。人々が学校、戸籍、教会、警察を尊重する一方、大きな市町村すなわちいくつかの市町村から成る一つの家族を設立するとすれば、それはカントンでしょう。しかもそこには選挙、治安裁判所、慈善事務所も存在することになるでしょう。郡（アロンディスマン）は専制的です。したがって、中央権力による市町村の収奪に抵抗するために、カントンの区画を再編し、新しい市町村に中央権力の弊害から自らを守り保護する活力を与える必要があります。[41]」（点線部分判読不能、カッコ内筆者）

このバローの見解はもちろんラムネーの憲法試案における地方行政改革の諸規定を踏まえたものであるが、その理論構築において、一八二六年六月のロワイエ・コラールの中央集権批判の議会演説から多くの示唆を受けていることは、彼の著書『中央集権とその効果について』と『回想録』の詳細な註記から明らかである。[42] ところで、これまで見てきたように地方分権化に反対する論理は多様であるが、無視できないものとして、次の二つがある。ヴォラベルのように、「フランスを救ったのは中央集権であり、それがなければ、アルザスもロレーヌもドイツのものとなるでしょう」[43]という、当時の国際政治状況を反映したナショナリズム的な反論、さらには、フーリエの弟子コンシデランのように、「行政事務の集中（コンサントラシオン）を打破すべきであって、中央集権（サントラリザシオン）は完成させるべきです」[44]という、今日注目されている事務分散（déconcentration）的観念に基づく反論がそれである。

もう一人のラムネー支持者トックヴィルは、『アメリカにおけるデモクラシー』第一巻で試みた「行政的中央集権」と「政治的中央集権」との区別に依拠しつつ、地方分権化の推進を説く。

「中央集権とは、国家のために必要なことを強力迅速になす、国家に与えられた権利のことです。国家に与えるべきは、真に国家に関係する事柄だけであって、地方の利益に属するものは、市町村や地方の人々に委ねるべきです。地方の事柄に関しては、市町村が国家の干渉を受けずに審議することができなければなりません。私から見れば、国家が被支配者の後見人であり、国家が個人に個人の事柄を正しく行うように強制する権利をもっているということは、傲岸不遜な主義主張です。すでに立憲君主政と相容れなくなった、このような主義主張は、ましてや共和政とも相容れないものです。下僕から成る人民をもってしては自由な政府をつくることはできないからです。一八四八年革命の諸結果の一つと思われる、新しい一つの出発点は、個人にもっと多くの自由を与えることです。」[45]

個人に自由を与えるには、まず市町村の自由を確立せよ、とするラムネー、バロー、トックヴィルらの地方分権論者に対しては、コンセイユ・デタの大指導者で、帝政の行政的中央集権の強力な支持者でもあったヴィヴィアンのように、市町村が中央権力の統制を受けず自由に税額を決めるとすれば、租税源が涸渇することになるばかりでなく、共和政が中央集権を守り拡大しなければ、連邦に向かうであろう、と反論する委員もいた。[46]

これまでの議論は、地方分権か中央集権かの二者択一的立場から、それぞれの悪弊を批判し、効用を強調し合うという平行線を辿ってきたが、今度は、議論の論拠は権利論に移る。デュフォールは、次の二つの論拠をもって、最初に市町村を取り上げて議論するのは無益である、と反論している。その第一は、「国家、県、市町村の間には、国家が他の二つに影響力をもっているのに対し、市町村は県や国家に何らの影響力をもっていない」ということであり、第二は、「中央権力を直接選任するのは市民であるから、県や市町村によらずに国家を形成することができる」[47]ということである。ここには、市町村を基礎にし、県、国家へと政治的秩序を築き上げようとするラムネーの意図とは正反対

の論理がある。それは、市町村は国家を形成する権利をもたないとする論理である。すなわち、国家と個人との間にいかなる中間的権力の存在をも認めず、むしろ中間団体から解放された存在たる市民が直接国家を形成する主体である、とする考えである。

デュフォールに続いてマラストは、ラムネーの市町村＝家族論を、その中核をなす権利論との関連で否定する。マラストによれば、「個人的権利」とは独立に「社会的権利」があるが、市町村は権利をもたない。だから、市町村は「拡大された家族」ではない。また、カントンを創設しても、それは「人工的」であるから権利をもたない。そして彼は、地方分権論は文明進歩に逆行し、国家の統一を破壊するものであるとして、「伝令器や鉄道が個人をますます強力に結びつける手段となるときに、一体どうして中央集権を弱めることが考えられようか」[48]と反論している。

これに対して、ラムネーは「歴史的秩序によれば、国家から家族へと降っているのではなく、家族から国家へと昇っているのです」[49]と述べただけであった。つまり、これが憲法起草委員会における彼の最後の発言となった。これまで見てきたように、ラムネーは「単一・不可分の民主的共和国」を理想として、そのために地方の自由を主張したが、「市町村が強い権力をもてば、市民は今よりも自由ではなくなる。抑圧的なのは、市民の身近にある権力である」[50]とするデュパンの見解に見られるように、地方の自由は市民の自由を抑圧するだけでなく、フランスの統一を破壊するものであるという論理によって、むしろ時代逆行的であるとして斥けられた。フランス革命の勝利によって行われた行政区画の再編は地方に自由を与えるためではなく統一の確保・維持のためであったというデュパン、さらには「一七九一年、九三年、九五年の各憲法における市町村の組織に関する諸規定は、むしろ市町村を組織しようとすることではなく各行政区画のなかにある過去を破壊する手段であった」[51]とするマルタンらの中央集権論者たちは、ラムネーらの「地方の自由」論にアンシャン・レジームの特権体系の再生を見ていたのである。しかし、ラムネーが

考えていたのは、「平等、自由、友愛」によって組織された地方共同体の基礎の上にのみ国家の政治的統一は可能であるとする地方分権的国家統一論であった。これは、中央集権論者から見れば、国家の統一を破壊する割拠的分離主義者の幻想にほかならなかったのである。

議事録によれば、右の討論の後、委員会はまず立法権の機構の問題を扱い、五月二三日一〇時に延期することを決定している。二三日の会議の冒頭で、議長コムムナンはラムネーの委員辞任を申し出る手紙を読み上げた。委員会は、議長がラムネーに辞表を撤回するよう説得することを決定した。[52] トックヴィルは『回想録』に、二二日の委員会の結末についてこう記している。

「この日には、問題は決定できなかったが、まず市町村制度を取り上げないことを決めて、予断を下した。その翌日、ラムネーは辞表を提出した。われわれの置かれている状況からして、この出来事は遺憾なことであった。このことがすでにわれわれに不利な形で存在していた偏見を広め根づかせることは必至であった。要するに、ラムネーにその辞意をひるがえさせようとする、緊急の控え目な対応がなされた。私はラムネーと意見を共にしていたから、彼に会いに行って、是非委員会に戻るように説得する役目を負わされた。私は説得したが、無駄だった。しかし、彼は手続き問題で敗北したにすぎないのだが、その敗北から彼は、自分はもうリーダーにはなれないと判断していた。彼に委員を辞める決心をさせるには、それだけで充分だった。私が、われわれに共通の思想のためにと万言を費して説得したけれども、彼は頑固だった。[53]」

トックヴィルは説得の労が報われなかったことから、その難しさを、聖職者の精神と習慣がひとたび身についた、

聖職を捨てた司祭ラムネーの複雑な性格にある、と見ていた。そしてトックヴィルはこう書き加えている。「ラムネーは白い長靴下、黄色いチョッキ、けばけばしい雑色のネクタイ、緑色のフロックコートを身につけていたけれども、彼はやはり性格も風采も聖職者であった。彼は脇目もふらず、小股で、控え目な急ぎ足で歩き、まるで聖具納屋から出て来たかのように、知らぬ間にぎこちなく遠慮深そうに群集のなかに入り込んでいった。他方また、国王の頭を踏みつけ、神に反抗するような傲慢な一面もあった。ラムネーの頑固さに打ち勝てなかったから、委員会は彼を無視した。[54]」ついにラムネーは委員会に戻らなかった。彼の地方の民主主義化の試みは未完結に終った。しかし、それ故に、彼の知的冒険は一つの影響力の歴史を生み、地方分権化論を再生する働きをしている。

(1) 本稿では、『立憲民衆党』(Le Peuple Constituant) は、Œuvres Posthumes de F. Lamennais, Discussions Critiques et Pensées Diverses Paulin, et Le Chevalier, Éditeurs, 1856, pp. 1-175 に依拠する。以下ＯＰＬと略記。

(2) ラムネーの「フランス共和国憲法試案」(Projet de Constitution de la République Française) は、OPL, pp. 84-92 所収。

(3) OLP, p. 84.

(4) Le Livre du Peuple, 1838, Pagnerre, Éditeur に依る。

(5) Ibid., p. 31.

(6) Ibid., p. 68.

(7) Ibid., p. 178.

(8) Ibid., pp. 57-58.

(9) Cf. ibid., pp. 58-59.

(10) Ibid., p. 54.

(11) Ibid., pp. 98–100.
(12) Cf. ibid., pp. 26, 100.
(13) Ibid., pp. 106–107.
(14) 「凡ての人に為られんと思ふことは、人にも亦その如くせよ。」
(15) Constitutions et Documents Politiques par Maurice Duverger, 1957, p. 30. 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』（岩波文庫、一九七四年）一四三―一四四頁。
(16) Ibid., p. 40. 前掲『人権宣言集』一五二頁。この二つの宣言とラムネーの正義・仁愛に関する規定とを読むとき、またしてもホッブズが自然法を、「他人が自己のためにしてくれるようあなたが要求するすべてを、他人に対してあなたが行え」、また「あなたが自己に対してなされるのを欲しないことを、他人に対してしてはならない」というキリストの誡命に要約してみせたことを想起するのである。ホッブズは、そこに戦争終結の論理すなわち平和の哲学を見出したのである。トックヴィルもまた、権利の観念を徳の観念たらしめる唯一の方法として、「すべての人々にある種の権利を平和的に行使させること」を挙げている。そして彼は、一般に自己中心的な思考・行動様式をとる子供が、相互理解の深化に伴い、対他関係に目ざめ、自我を社会化するに至る過程を比喩的に描写した後で、「子供は、ものの価値を教えられ、自分も他人からものを奪われることがあると分るにつれて次第に慎重になり、ついに自分が尊重してもらいたいものは自分の仲間にも尊重するようになる」と述べている。
(17) Cf. Le Livre du Peuple, p. 184.
(18) Constitutions et Documents Politiques, p. 30. 前掲『人権宣言集』一四三頁。
(19) 日付一八四八年五月七日。OPL, pp. 92–95.
(20) Cf. Le Livres du Peuple, pp. 80–86.
(21) Ibid., pp. 81–82.
(22) Ibid., p. 64.
(23) Cf. ibid., p. 83.
(24) Cf. OPL, p. 84.

(25) Cf. OPL, p. 92, 日付一八四八年五月六日。
(26) Cf. OPL, p. 85.
(27) Cf. Charles Boutard, Tome Ⅲ, pp. 415-416.
(28) Tocqueville, Œuvres Complètes, Tome Ⅻ, Souvenirs, 1964, p. 181. 以下 Souvenirs と略記。
(29) コルムナンの研究はきわめて少なく、真に参考に値する唯一のものは、Paul Bastid, Un Juriste Pamphlétaire Cormenin, Précurseur et Constituant de 1848, 1948.
(30) Cf. Procès-Verbaux du Comité de Constitution de 1848, Archives Nationales, C. 918, pp. 4-5. 以下 Procès-Verbaux と略記。ラムネーの試案では、第一章は前文、第二章は第一二篇、第三章は第八―一一篇、第四章は第一五―二〇篇、第五章は第二四篇で規定されている。
(31) オディロン・バローの研究書として、Charles Almeras, Odilon Barrot, Avocat et Homme Politique, 19 Juillet 1791-6 Août 1873, 1946.
(32) Procès-Verbaux, p. 9.
(33) Ibid., p. 10.
(34) カッコ内の部分は、Odilon-Barrot, De la Centratisation et de Ses Effets, p. 172. ただし、バローの『回想録』には欠落。
(35) カッコの部分は、Odilon-Barrot, Mémoires Posthumes, Tome Ⅱ, p. 338. バローは、一八六五年五月二二日、ナンシーの「地方分権案」起草者への手紙のなかで、「市町村を拡大された家族と正しく定義するならば、カントンは集合的市町村すなわち隣人の絆と共通の永続的な利益とを再び結合する市町村全体である」と述べている。Odilon-Barrot, De la Centralisation., p. 157. こうした市町村＝家族論については、ibid., p. 127 参照。
(36) Procès-Verbaux, p. 11.
(37) Ibid., p. 11.
(38) Cité par Tocqueville, L'Ancien Régime et la Révolution, Tome I, pp. 139-140.
(39) Proudhon, Du Principe Fédératif, Tome I, p. 242. ラムネーのこの言葉は、「中央集権は、中央に卒中を、周辺に

貧血をもたらす」という言葉となって、政治・社会学的想像力をかき立てることになる。Cf. Odilon-Barrot, De la Centralisation., p. 98.

(40) Cf. Procès-Verbaux, p. 11.

(41) Ibid., pp. 11-12.

(42) Cf. Odilon-Barrot, De la Centralisation., pp. 123-124, note 1, Mémoires Posthumes., Tome II, pp. 241-243, note 1.

(43) Procès-Verbaux, p. 12.

(44) Ibid., p. 12.

(45) Ibid., p. 13.

(46) Cf. ibid., pp. 13-14. ヴィヴィアンとつらしては、Odilon-Barrot, De la Centralisation., p. 122, note 1.

(47) Ibid., p. 14.

(48) Ibid., p. 14.

(49) Ibid., pp. 14-15.

(50) Ibid., p. 15.

(51) Ibid., p. 16.

(52) Cf. ibid., p. 16.

(53) Souvenirs, p. 182.

(54) Ibid., p. 183.

(55) Cf. René Rémond, op. cit., pp. 8-9.

おわりに

ラムネーが復古王政の地方行政改悪に対する批判から展開した『未来』紙における地方分権的国家統一論、その具体的制度化としての共和国憲法試案における地方分権構想と、それをめぐる憲法起草委員会における論争経緯を明らかにしてきた。ラムネーにとっての究極の問題は、自由の共同性原理であった。そこに、彼の権利―義務論、および「組織された友愛」に基づく、万人の平等な自由という原理が「地方の自由」との連関的意味をもたされる所以がある。

フランス革命によってアンシャン・レジームの諸拘束から解放された人々が新しい共同性原理を地方共同体に再び見出すことを徹底的に拒否しているときに、ラムネーは、中央に卒中、地方に貧血という病理を発見し、その救治策の原理を、マラストのように、「国家の前の万人の平等」のための中央集権化にではなく、貧血状態にある地方共同体に自由を与えることに求め、その原理を未来の民主主義社会に根づかせ発展させようと考えたのである。その意味では、ラムネーの説く「地方の自由」は、中央集権論者たちが批判していたように、地方の封建的特権の再生ではなく、地方の民主主義化の核心的原理であった。ほとんどすべての人々が中央へ目を集中しているときに、ラムネーは福音主義的な愛の民衆平等主義のまなざしで地方を眺め、そこに自由な民主主義社会の第一基礎を置こうとしたのである。論じ残した問題も多い。たとえば、本課題との直接的関連では、「一八三七年七月一八日法」の審議状況、ラムネーの憲法に対する当時の新聞の批判、発展的観点からは、「地方の自由」論は彼自身の社会・政治思想全体との関連でどのような理論的意味をもつのか、とくに彼の社会主義観、がそれである。これらは後日の課題としたい。

本稿は、昭和六〇、六一年度文部省科学研究費補助金一般研究(C)による研究成果の一部である。